

専修大学大学院法務研究科

法務専攻

目 次

I 認証評価結果	2-(9)-3
II 章ごとの評価	2-(9)-4
第 1 章 教育目的	2-(9)-4
第 2 章 教育内容	2-(9)-5
第 3 章 教育方法	2-(9)-8
第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(9)-10
第 5 章 教育内容等の改善措置	2-(9)-13
第 6 章 入学者選抜等	2-(9)-14
第 7 章 学生の支援体制	2-(9)-16
第 8 章 教員組織	2-(9)-18
第 9 章 管理運営等	2-(9)-21
第 10 章 施設、設備及び図書館等	2-(9)-23
<参 考>	2-(9)-25
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(9)-27
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(9)-28
iii 自己評価書等	2-(9)-29

I 認証評価結果

専修大学大学院法務研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 身体に障害のある学生に対する修学のための措置として、全館バリアフリーになっている。
- 設置基準上必要な専任教員数 12 人に対して、法科大学院の目的を実現するため、基準で必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置され、関係する科目に専任教員が配置されている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員が 15 年以上の実務経験を有している。
- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 自習室と図書館法科大学院分館との距離が近いほか、パソコンを使用して自習室から図書・資料・判例の検索が可能であることから、自習室と図書館法科大学院分館との有機的連携が確保されている。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育目的

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

本法科大学院においては、法曹としての実務に必要な学識を修得させるものとして法律基本科目、法律実務の基礎的素養を涵養するものとして法律実務基礎科目、基礎法学に関する分野又は法学に関連する分野として基礎法学・隣接科目及び応用的先端的な法領域に関するもの、その他の実定法に関する多様な分野のものとして展開・先端科目が配置されるとともに、少人数による双方向的又は多方向的で密度の高い授業を行うものとされ、理論的かつ実践的な教育が体系的に実施されている。

成績評価は、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、成績分布の公表などによって厳格に設計され、修了認定も、厳格な成績評価の蓄積などを通して行われている。

1-1-2 各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

本法科大学院の目的は、「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」として明確に示されている。また、養成する法曹像は、「①社会生活上の医師とも言うべき市民生活に根ざした法曹、②強い責任感を持ち、ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家」として明確に示され、その内容は法曹養成のための中核的機関としての法科大学院にふさわしいものになっている。

本法科大学院においては、養成しようとする法曹像に適った教育を実施するため、法律学の基本的理論・知識の修得・応用を図る授業科目の設置、少人数教育による双方向的又は多方向的授業の実施、履修モデルの提示などが行われている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第1章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

本法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、目的を効果的に実現するために、1年次には法律学の基本的な理論・知識の修得、2年次以降にはその基本的な理論・知識の具体的事例・実務への適用、専門領域における基本的知識・理論の修得及び実務への適用などにより、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

2-1-2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

本法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目、(2) 法律実務基礎科目、(3) 基礎法学・隣接科目、(4) 展開・先端科目の授業科目が配置されている。

(1) 法律基本科目としては、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の実務に係る授業科目が配置されており、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容になっている。

(2) 法律実務基礎科目としては、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック及びエクスターンシップに係る授業科目が配置されており、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容になっている。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、授業科目「法哲学」、「法社会学」、「日本法制史」、「EU法」等が配置されており、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深

めることによって、法に対する理解の視野を拡げることにより専門的な教育内容になっている。

(4) 展開・先端科目としては、①民事、②刑事、③企業法務、④知的財産、⑤渉外法務、⑥コミュニティーサービスの6つの履修モデルをもとに、①民事との関連では授業科目「債権回収と債権保全」、「消費者保護法」等、②刑事との関連では授業科目「刑事政策」、「刑事法特論（少年法・被害者保護法）」等、③企業法務との関連では授業科目「企業統治法」、「企業組織再編法」等、④知的財産との関連では授業科目「知的財産法Ⅰ（著作権法）」、「知的財産法Ⅱ（特許・実用新案法）」等、⑤渉外法務との関連では授業科目「国際取引法」、「国際経済法」等、⑥コミュニティーサービスとの関連では授業科目「地方自治法」、「社会保障法」等がそれぞれ配置されており、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容になっている。

2-1-3 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

本法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が一部の科目に偏ることなく、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

法律基本科目については、必修科目及び選択必修科目であり、その必修総単位数は、公法系科目 10 単位、民事系科目 34 単位、刑事系科目 14 単位の合計 58 単位である。

法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」（2単位）が必修科目として配置され、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事実務演習」（2単位）が必修科目及び授業科目「要件事実」（2単位）が選択科目として配置され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事実務演習」（2単位）が必修科目として配置されている。法情報調査は、授業科目「法情報検索」又はガイダンスの中で適宜指導が行われ、法文書作成は、必修科目である授業科目「民事法総合演習Ⅴ（民事訴訟法）」及び「刑事実務演習」の中で適宜指導が行われている。また、模擬裁判は、授業科目「模擬裁判」が配置され、ローヤリングは授業科目「ロイヤリング」が配置され、クリニックは授業科目「クリニック」が配置され、エクスターンシップは授業科目「エクスターンシップ」が配置されている。

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

展開・先端科目については、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち18単位が選択必修とされている。

2-1-4 各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

本法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合してい

る。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第2章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

本法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育にかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、科目等履修生及び特別聴講生による本法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

本法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

本法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材や具体的な事案や事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、講義方式を主体としつつ、双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施され、2年次以降の授業科目において、あらかじめ示された課題について、議論を行うことを主体とした双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「クリニック」及び「エクスターンシップ」については、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップ」については、教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が法科大

学院要項に記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、授業で取り上げる検討課題及び授業資料の事前配付、判例・法令データベース、休祝日関係なく利用できる自習室の整備などが講じられている。

集中講義については、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計 36 単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44 単位が上限とされていること。

本法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1 年次においては 35 単位、2 年次においては 36 単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44 単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第 3 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第 3 章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （1）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （2）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （4）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、成績評価の基準の設定、学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の学生への告知など、成績評価が学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、8段階評価が設定され、GPA制度の導入などの評価の在り方、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは法科大学院要項に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、期末試験、小テスト、レポート、出席点等としており、これについては法科大学院要項に記載するなどにより、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置については、学生による「教務委員会」への是正検討の要求の制度、採点時における受験者の匿名性の確保、教員間による成績分布データの共有などがとられている。

成績評価の結果については、成績分布データなどの必要な関連情報とともに学生に告知されている。

期末試験が実施される際には、当該試験に係る追試験は期末試験と同じ実施方法で行われており、一定の要件に該当する学生のみに実施され、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮がなされている。なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

本法科大学院においては、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）をもとに、本法科大学院における単位として認定することが可能とされている。この場合においては、「教務委員会」での審議を経て、教授会において単位を認定することとされており、教育課程の一体性が損なわれていないとともに、厳正で客観的な成績評価が確保されている。

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）は採用されていない。なお、これに代わる措置として、GPAを考慮した修了要件、GPAに基づく学生への注意・退学勧告制度、一部の演習科目の履修に当たり、特定の授業科目の単位修得を履修要件とする制度により履修成果を確保する措置がとられており、これらは法科大学院要項によって学生に周知されている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、そのを超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下、「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

- (3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。（基準2-1-3参照。）

本法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、98単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、法学未修者に関しては、他の大学院において履修

した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計 30 単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）に関しては、1 年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、30 単位を超えない範囲で、本法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 10 単位、民事系科目 34 単位、刑事系科目 14 単位、法律実務基礎科目 6 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 18 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3 分の 1 以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、本学法学部の定期試験等における過去の出題内容を調査するほか、採点の際の匿名性が確保されるなど、本大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保っており、公平性、開放性、多様性が確保されている。

法学既修者認定試験は、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の 6 科目について論述式で実施されている。

法学既修者に対しては、1 年間の在学期間の短縮を認め、30 単位を修得したものとみなしている。この 30 単位については、1 年次の必修科目である 34 単位から、授業科目「行政法の基礎理論」及び「民事訴訟法Ⅱ」（各 2 単位）を除いた合計 30 単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を考慮した教育上妥当な方法が用いられている。

以上の内容を総合し、「第 4 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第 4 章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「FD委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、学生に対する授業評価アンケートの実施、最新の国内判例、外国判例及び学説の新展開に関する研究会の開催、学内外の講演者による講演会及び学内研修会の開催、学外の研修会への派遣などが行われている。

5-1-2 法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

本法科大学院においては、実務家教員が教育上の経験を確保できるよう、懇親会における研究者教員との授業方法の検討や特定授業科目をビデオ上映し、教員間で参考にすることを通じて、教育上の経験を積む取組に努めている。

また、研究者教員が実務上の知見を確保できるよう、弁護士会や学内の弁護士事務所主催による実務研修、司法研修所における法科大学院教員研修への派遣を通じて、担当授業科目に関する実務上の知見の補完に努めている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「法科大学院入試広報委員会」が設置されている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる目的に照らして、「『公平性・開放性・多様性の原則』」を遵守し、多様な可能性を持った人材に対して法曹教育に特化した実践的な教育を行い、人間性豊かな質の高い法曹を社会に送り出すため、社会の多様な層から広く人材を求めること」として設定し、学生募集要項を通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の目的、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、入試説明会、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、法学未修者、法学既修者に、それぞれ第1次選抜、第2次選抜を課す方式によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、入学資格を有するすべての志願者に対して、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、配点比率、過去の入試状況（合格者数、法律科目試験問題、小論文試験問題等）が公表されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

また、入学者に対する法科大学院への寄附等の募集開始時期は入学後であり、入学前は募集の予告にとどめられている。

6-1-4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価できるよう、第1次選抜において、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験又は財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験の成績を含む書類審査、法学未修者に関しては小論文試験、法学既修者に関しては法律科目試験を行い、第2次選抜において、面接試験を課すことにより、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、入学者選抜用志願書、志望理由書、その他書類（資格証書、検定試験証書を含む。）による書類審査、小論文試験、面接試験によって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう考慮されている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成 16 年度は約 67%、平成 17 年度は約 47%、平成 18 年度は約 60%、平成 19 年度は約 52%であり、いずれも 3 割以上確保されている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員 180 人に対し、平成 19 年度の在籍者数は 148 人であり、在籍者数について妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者受入について、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定し、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

以上の内容を総合し、「第 6 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【特記すべき事項】

- 東京都をはじめ、名古屋市、大阪市、福岡市で入学希望者等に対する法科大学院説明会を開催し、アドミッション・ポリシー等に関する事前周知に努めている。
- 入学者に占める法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合が、平成 16 年度は約 67%、平成 17 年度は約 47%、平成 18 年度は約 60%、平成 19 年度は約 52%といずれも高率を示している。

3 第 6 章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

本法科大学院においては、学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、目的に照らして、入学から修了までの間、クラス担任制、オフィスアワーの設定によって、適切な履修指導ができる体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前の事前指導を行うとともに、入学後においても新入生ガイダンスにより、教育理念・教育目的、カリキュラム、6つの履修モデル、履修方法、成績評価、修了要件等が説明されるなど、履修指導の体制が十分にとられている。

特に、法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるよう、法学未修者を対象とした入学前の導入授業（憲法、民法及び刑法）の実施、クラス担任制、オフィスアワーの設定などが行われている。

また、法学既修者に対しては、法学既修者の認定の方法に応じて、理論教育と実務教育との架橋を図るための履修指導として、クラス担任制、オフィスアワーの設定、各セメスター開始時のガイダンスなどが行われている。

7-1-2 各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

本法科大学院においては、目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図るために、オフィスアワーの設定、複数教員によるクラス担任制の整備がなされ、研究室や教員ラウンジにおいて、学習相談や学習上の助言が行われている。オフィスアワーの時間は、各教員の連絡先が付記された一覧表が新学期ガイダンスにおいて配付され、事前周知が図られている。

また、学生の意見を汲み上げるため、担任教員と学生との懇親会を行うなど、多様な学習相談、助言体制が整備されている。

7-1-3 各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、弁護士を中心としたティーチング・アシスタントスタッフが配置されているなど、各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構をはじめとする各種奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、学術奨励並びに経済的支援を目的とする法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。

修学や学生生活については、保健室において医師による診察・メンタルケア、カウンセラーによる生活相談が行われている。また、セクシュアル・ハラスメントに関しては全学的な「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」が設置されるなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、身体に障害のある者に対する支援として、入学者選抜試験において、学生募集要項の中で障害のある入学志願者に対する事前相談に係る内容が記載されており、受験の機会が確保されている。

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備としては、全館がバリアフリーになっており、エレベーター、多目的トイレ等を設置するなど整備充足に努めている。

身体に障害のある学生に対する修学上の支援・特別措置としては、対象となる学生が入学した際には、必要な措置・対応策を講じる予定であり、相当な配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

本法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、クラス担任及び弁護士を中心としたティーチング・アシスタントスタッフによる相談・助言など、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 身体に障害のある学生に対する修学のための措置として、全館バリアフリーになっている。

【特記すべき事項】

- 学術奨励や経済的支援を目的とする法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。
- 学生支援については、進級してクラス分けがなされても、同じ教員が継続して担当できるように複数のクラス担任が1年次に配置されている。

3 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

また、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員・担当科目一覧」において学内外に開示されている。

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

また、ウェブサイトの「教員・担当科目一覧」において、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動の情報が学内外に開示されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

本法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任、兼任教員の採用に関して、「法科大学院資格審査委員会」において、候補者の人格、教授能力、教育業績、研究業績、実務経験、学会及び社会活動等について審議し、教授会で決定する方法がとられている。

また、兼任教員の採用に関しても、教授会で審議・決定する方法がとられており、本法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員12人、そ

のうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、法科大学院の目的を実現するため、基準で必要とされる数を超えて、専任教員が配置されているとともに、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）のいずれの分野にも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

本法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、40歳代から70歳代までバランスがとれている。

8-3-1 基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

本法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員15年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-3-2 基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

本法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-4-1 各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目、授業科目「法情報検索」以外の法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目のうち2授業科目及び展開・先端科目のうち31授業科目であり、そのうち必修科目の授業は、約7割が専任教員によって担当されている。

8-5-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

本法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が5人いるものの、他の専任教員は20単位以下にとどめられており、適正な範囲内である。

8-5-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

本法科大学院においては、専任教員に対して、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられるよう努めている。

8-5-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、教材作成の補助、資料配付、受付業務等を行う事務職員が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動が、ウェブサイトの「教員・担当科目一覧」を通じて学内外に開示されている。
- 設置基準上必要な専任教員数12人に対して、法科大学院の目的を実現するため、基準で必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置され、関係する科目に専任教員が配置されている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員が15年以上の実務経験を有している。

【特記すべき事項】

- 専任教員の年齢構成のバランスがとれている。

3 第8章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法務研究科長が置かれている。

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、教授会が置かれている。当該教授会は、専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、管理運営を行うために、「法科大学院事務部事務課」が組織され、教務、学生支援、入試・広報、事務システム、教授会、人事、自己点検・評価、第三者評価、研究助成等に関する事務を担当する職員が配置されている。

また、各種研修の実施により、職員研修の活発化に努め、職員の能力の向上を図るよう努めている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を実施するために、設置者により十分な経費が負担されており、法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮され、教育活動等を実施するにふさわしい十分な財政的基礎を有している。

また、予算調整について、財務担当理事によるヒアリングが行われており、設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

9-2-1 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

本法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、目的及び社会的使命を達成するための教育活動等の状況についての自己点検及び評価を行う独自の組織として「法科大学院自己点検・評価委員会」が設置され、自ら点検及び評価を行い、その結果は、「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

9-2-2 自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価を行うに当たって、独自の組織として「法科大学院自己点検・評価委員会」が設置され、教育目的、教育内容、教育方法、成績評価及び修了認定、教育内容等の改善措置、入学者選抜、学生の支援体制、教員組織、管理運営等、施設、設備及び図書館等の項目が設定さ

れている。

9-2-3 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整備されていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、各種委員会委員長が「法科大学院自己点検・評価委員会」に参加するとともに、重要項目については教授会で確認するなど、法科大学院全体で組織的な改善を図る体制が整備されている。

9-2-4 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む本大学職員以外の者による検証を行う体制が整備されている。

9-3-1 法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

本法科大学院においては、法科大学院における教育活動等の状況について、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

9-3-2 法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

本法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、学生募集要項、パンフレット等を通じて、毎年度、公表されている。

9-4-1 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

本法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、法科大学院事務課により収集され、5年間、事務室に保管するものとされている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第9章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他本法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室等の施設が整備されている。

教室、演習室及び実習室については、提供される授業を支障なく実施することができるよう整備されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には勤務時間に応じて授業等の準備を十分かつ適切に行うことのできる共同研究室が整備されている。

教員が学生と面談することのできる施設については、各教員の研究室のほか、教員ラウンジが整備されており、スペースが確保されている。

事務室については、すべての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。

学生の自習室については、法科大学院専用であり、学生総数に対して、支障なく利用できる数の自習机が配置されるとともに、休祝日関係なく午前8時から午後11時まで使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。自習机については、修了生についても修了一年目に限り無料で使用することが可能であり、その後も抽選により、翌年5月末日まで使用を認める措置をとっている。また、自習室からの図書・資料・判例の検索が可能になっているほか、図書館法科大学院分館は自習室と同一建物内に設置されていることから、自習室と図書館法科大学院分館との有機的連携が確保されている。

10-2-1 法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

本法科大学院においては、各施設に、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、プロジェクタ、DVDデッキ、ビデオデッキ等が配備されている。また、自習室には無線LANが整備され、各自のパソコンからインターネットの使用や図書・資料・判例の検索ができるよう整備されている。

10-3-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館として、図書館法科大学院分館、図書館神田分館が整備されている。

図書館法科大学院分館は本法科大学院が専用とする施設であり、また、図書館神田分館は本法科大学院

が専用とする施設ではないが、本法科大学院が管理に参画しているため、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。

図書館法科大学院分館には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置され、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整備されている。

図書館法科大学院分館及び図書館神田分館には、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書及び資料が備えられている。

図書館法科大学院分館及び図書館神田分館の所蔵する図書及び資料については、持ち出しを管理する機器により管理され、オンライン蔵書目録による目録情報や所蔵情報のデータベース化を図るなど、管理及び維持に努めている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、図書及び資料検索用パソコン、プリンタ及び複写機等が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 図書館法科大学院分館に司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている職員が配置されている。
- 自習室と図書館法科大学院分館との距離が近いほか、パソコンを使用して自習室から図書・資料・判例の検索が可能であることから、自習室と図書館法科大学院分館との有機的連携が確保されている。

【特記すべき事項】

- 本法科大学院の修了生について、修了後1年目に限って自習机を無料で使用することが可能とされており、その後も抽選により、翌年5月末日まで使用を認める措置をとっている。

3 第10章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、優れた状況である。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（1）法科大学院（研究科・専攻）名

専修大学大学院法務研究科法務専攻

（2）所在地

東京都千代田区神田神保町2－8－3

（3）学生数及び教員数（平成19年5月1日現在）

学生数：148人

教員数：18人（うち実務家教員 4人）

2 特徴

（1）沿革と理念

専修大学は、日本における近代法の黎明期ともいえる明治13年（1880年）に誕生した。以来、五大法律学校の一つとして発展し、長く法学教育に携わってきた本学は、建学の精神を現代的にとらえ直し、「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」を大学の21世紀ビジョンにしている。そうした中、人間性豊かな質の高い法曹を養成すべく、法科大学院を開設したが、このことは、その「社会知性開発」を具現化するものと考えている。本学の法科大学院は、専修大学専門職大学院学則第3条に規定しているように、「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」を目的としており、具体的には、「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ち、ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している。

教育理念・教育目的としては、「議論による問題解決能力」を修得させることを掲げた。それは、あらゆる未知の問題への対処を要請される法律実務において、この「議論による問題解決能力」こそ実務法曹にとって最も必要な資質・能力であるからである。「法律学の最も基本的な理論または知識を徹底して教育すること、及び基礎的理論又は知識による立論・反論をなし得る能力を修得させること」、すなわち、議論による問題解決能力を修得させることを目的として、カリキュラムを編成し、教育している。

（2）特徴

① 少人数教育

法律学の最も基本的理論または知識を徹底して教育すると共に、双方向・多方向による授業及び課題に対する講評・添削等をより綿密に実施し、「議論による問題解決能力」を修得させる体制を十分に整えるため、ほとんどの演習科目において20人以下の少人数による授業を実施している。

② 研究者教員と実務家教員の連携

基本的理論又は知識の修得、及び基本的理論又は知識の応用（具体的事例への適用、実務への適用）について、研究者教員及び実務家教員をバランスよく配置している。

③ 知的財産権科目の充実

知的財産法に関連する科目を4科目、「知的財産法Ⅰ（著作権法）」、「知的財産法Ⅱ（特許・実用新案法）」、「知的財産法Ⅲ（意匠・商標・不正競争防止法）」及び「知的財産法Ⅳ（侵害訴訟）」を設けている。また文部科学省の「平成16年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に教育高度化推進プロジェクトとして「知的財産に関する先端的映像教材の開発」が採択され、本年3月に教材が完成した。

④ 実務との接触

法科大学院棟に法律事務所があることからクリニック等の授業実施が容易であること、及びエクスターンシップの受入先も十分であることから、多くの学生がこれらの法律実務基礎科目を選択し履修している。また、法科大学院棟内に法廷教室があり、学生がみずからの企画と工夫を取り入れた模擬裁判が実施されている。

⑤ 整備された学習環境

法科大学院専用図書館、法廷教室、各種データベース及び図書検索のためのコンピュータ、個々の学生へのキャレル（自習机）等、物的設備を十分に整えた。また、クラス担任制を採用し、学生からの広範な質問や要望等に対応できるようにし、また各教員がオフィスアワーにおいて学生からの質問に答えられるよう、教員の研究室も十分なスペースをとった。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1. 目的

本学の法科大学院は、専修大学専門職大学院学則第3条に規定しているように、「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」を目的としており、具体的には、「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ち、ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している。

2. 教育理念・教育目的

専修大学法科大学院（以下、「本法科大学院」という）は、設置に際し、まず、「市民生活に根ざした『社会生活上の医師』ともいうべき法曹を養成する」ことを教育上の理念として掲げた。「社会生活上の医師」という語は、「司法制度改革審議会意見書」にも用いられており、それ自体はとくに耳新しいものではないが、その具体的な意味については、各種の解釈がありうる。本法科大学院は、「法学の最も基本的な理論又は知識を徹底して教育すること、及び基礎的理論又は知識による立論・反論をなし得る能力を修得させること」と考え、議論による問題解決能力を修得させることを教育の目的とし、カリキュラムを編成している。そこで、「議論」及び「問題解決」の意味について、簡単に説明しておかなければならない。「議論」とは、「甲論乙駁あつて話がまとまらない」というような状況を示すのに用いられる日常用語の意味ではない。それは、比較的最近になって意識された言語使用の新しい形態についての考え方、すなわち、言語使用能力を有する二者が、主張とその論拠を提示し、相互に反論と再反論とを繰り返すことにより、その限りで、いかに異なった価値観を有する者の間であっても、言語を通じて共有する世界を構築できる、という考え方を意味する語である。

「問題」とは、「現にある状態」と「あるべき状態」との差（ギャップ）が意識された状況を言い、したがって、このギャップに気付くことが「問題発見」であり、それを解消することが「問題解決」である。

「議論」する能力、すなわち、主張すべき内容を明晰に定式化し、容易に反論できるようにその根拠を論理的に構成し、再反論することによって共通の世界を形成していく、という能力の訓練は、法廷弁論に典型的に示されることから明らかなように、法律家の養成において不可欠である。本法科大学院が、多くの実務家を専任教員として擁し、この種の教育に多大のエネルギーを割いていることは言うまでもないが、それに加えて、本法科大学院は、法律家として最も重要な能力とは、「問題発見・解決能力」であると考えている。この能力は、これまで全く気付かれることなく、裁判例も見当たらず、誰も論じていない問題、つまり「未知」の問題に直面させられたときに試される。そのような時に、最も基本的な法知識や法原則に立ち返ってそれらを総動員しつつ、これまでになかった新たな法律論を生み出す能力こそ、優れた法律家が獲得すべきものである。この能力は、「あるべき状態」の探求に絶えず駆り立てる知的好奇心と、それを洞察し・想像する刺激や誘因を与え続けることとによって養成される。そのような能力を与えるのは、裁判例や実務的知識というよりも、「哲学」であり、「ものの考え方」であり、体系化された「理論」である。つまり、「実践的な教育」という上記の表現に引きずられて、法科大学院は実務や裁判例を教育すれば足りると考えてはならないのである。本法科大学院の目指す究極的な目的は、上記の意味における「理論」の開発・伝達等を通じて、以上に述べた法律家像を実現するところにある。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書等 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/houka/jiko_senshu_h200803.pdf